

使ってみませんか? ジェネリック医薬品



市では、宗像薬剤師会と協力して、ジェネリック医薬品を積極的に推奨しています。

ジェネリック医薬品とは?

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される医薬品です。

●ジェネリック医薬品の特徴

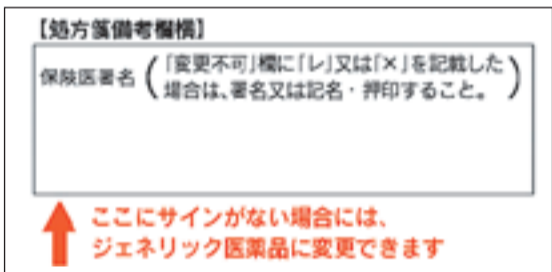
- ▽新薬の2～7割ほどの価格で、経済的
- ▽成分と効能・効果は新薬と同等
- ▽大きさや味、においや保存性が改良されているものもあり、飲みやすさが向上

ジェネリック医薬品に変えるときの3つのポイント

薬剤師に「ジェネリック医薬品にしたいのですが」と要望した上で、次のポイントをチェックしましょう。

- ①処方された新薬の特許が切れていない場合、ジェネリック医薬品はありません。確認しましょう
- ②ジェネリック医薬品に切り替えた場合、どのくらい安くなるか、遠慮なく確認しましょう
- ③薬局によって、処方された新薬に対するジェネリックの取り扱いがない場合や、取り寄せるための時間がかかる場合があります

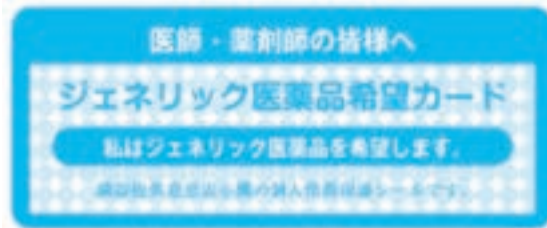
病気や体質によっては、医師の判断で、処方箋に「ジェネリック医薬品への変更不可」の欄に、医師の署名や記名・押印があり、新薬からジェネリック医薬品に変更できないこともあります。



飲み慣れた薬を変えるのが心配な人は、「お試し調剤」（分割調剤）を受けることも可能です。まず、お試し期間として、全処方日数のうちの一定期間分をジェネリック医薬品で調剤してもらい、服用後、体調の変化や副作用などがないか薬剤師が確認した後、残りを調剤してもらいます。何か不都合な点があれば、残りを受け取る際に、変更前の先発医薬品で調剤を受けることができます。診察時に医師に相談するか、薬局で薬剤師に相談してください。

ジェネリック医薬品希望カード

市では、被保険者証の裏に貼ることができる「ジェネリック医薬品希望シール」を配布しています。ぜひ利用してください。



保険証の裏に貼って使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」

かかりつけ薬局と薬剤師を持ちましょう

さまざまな医療機関を受診するたびに、その医療機関に近い調剤薬局を利用する人もいますが、可能ならば、全ての処方箋を1カ所の薬局に集めて、自分が服用している薬の記録を管理してもらえる「かかりつけ薬局」を持ちましょう。

かかりつけ薬局では、「薬歴」（薬の記録）を作成し、病院や医院の薬、大衆薬の服用状況や相談内容などを全て記録し、アレルギーなどの体質、同じ成分の薬が重複していないか、飲み合わせは悪くないか、薬の飲み残しを確認します。

また、「薬歴」をもとに、納得のいくまで説明を受けることができます。そうすることで、いろいろなトラブルを未然に防ぐことができます。「かかりつけ薬局」の中でも、自分が相談しやすい「かかりつけ薬剤師」を見つけておくと、自分の健康管理を応援してもらえます。

まずは、薬剤師に相談してください。

■問い合わせ先

国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363



交通事故に遭ったとき

第三者行為による傷病届って何?

ある日、近所へ買い物に行くために運転していた国民健康保険（国保）加入のAさん。赤信号で停車していたところ後ろから追突されて病院に運び込まれ、治療を受けました。幸いにも軽傷であったため、治療を終え、支払いを済ませて帰ろうとしたとき、病院窓口で「保険証が使えるか市役所に確認してください」と言われました。

交通事故など第三者（加害者）の行為によるケガの治療に保険証を使う場合は、必ず届出を!

なぜ届出が必要なの?

保険証を使って治療を受けると、かかった医療費の内、窓口での一部負担金以外は、医療機関から国保に請求がきます。第三者行為による傷病の治療費は、被害者が過失がない限り、加害者が全額負担することが原則です。国保が立て替えた治療費を加害者へ請求するため、届出が必要なのです。

保険証が使えないことってあるの?

▽酒酔い運転や無免許運転、故意に負傷したときなど、ケガの原因によっては保険証が使えない場合があります

△相手がない自損事故の場合も、本人の過失・事故原因によっては国保が使えない場合もあります。必ず相談を。届出が必要な場合もあります

加害者との話し合いで示談が成立すると、示談の内容が優先されるため、国保が医療機関に支払った医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。

示談したいのですが?

示談をするときは、事前連絡し、示談書に「国保からの求償分を加害者が別途支払う」旨の内容を盛り込むようにしてください。また、示談成立後、速やかに示談書の写しを提出ください。

調査に協力してください

医療機関の診療報酬明細書にはケガの原因までは記載されません。個人情報保護のため医療機関からの傷病原因の聞き取りも難しくなっています。そのため、傷病名から判断し、本人への聞き取りや文書での照会が傷病原因を調査することになります。

国保の健全運営のために

第三者（加害者）の行為によるケガの治療で国保を使用する場合、第三者による傷病届の提出がないときは、加害者が本来負担すべき医療費を国保会計が負担することになります。交通事故の治療は医療費が百万円を超えることも多くあり、国保財政を圧迫する原因の1つになっていきます。国保財政の健全運営のため、みなさんの協力をお願いします。

■問い合わせ先

国保医療課
国民健康保険係
☎(36)1363



屋根・外壁塗装はお任せください!! 安心の工事を「自社職人」がお届け!!

我が家のシミ・くすみ・ヒビ割れに
ドクター 外壁さん

Produced by プロタイムズ

塗装工事は、受注した会社が下請け業者に発注するケースと、自社の職人で工事をするケースがあります。「〇〇塗装」をお願いしたのに、違う会社の職人がやってきて、ちゃんとお願した工事をしてくれるのか不安になったなんて話もあります。安心の塗装工事をするために大切なのは「自社職人」。実際の工事をおこなう職人さんが社員にいたることが重要です。

安心の塗装工事は「自社職人」で決まる!お気軽にご連絡ください!!

プロタイムズ 福岡北店

株式会社フクモト工業
宗像市自由ヶ丘11-22-3 自由ヶ丘ヒルズ・楓

☎0120-041-075
電話受付時間 9:00~19:00

●ホームページもご覧ください!
プロタイムズ福岡北店 検索

事務所外観写真